

専決処分について（立川市歴史民俗資料館の臨時休館について）

上記の議案を提出する。

令和2年3月5日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

立川市歴史民俗資料館条例（昭和60年10月3日条例第30号）第3条の規定による。

専決処分書

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市歴史民俗資料館の臨時休館について

令和2年2月28日

立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

歴史民俗資料館の臨時休館について

1 理由

新型コロナウイルス感染拡大防止のため

2 対象施設

名称	位置
立川市歴史民俗資料館	立川市富士見町3丁目12番34号
川越道緑地古民家園	立川市幸町4丁目65番地

3 臨時休館とした期間

令和2年3月1日から令和2年3月15日までの13日間（条例に規定された休館日を除く）

4 休業する業務

館内及び敷地内施設での展示公開

5 通常どおり行う業務

埋蔵文化財包蔵地の照会や届出、指定文化財の保存や保護に関する文化財の電話相談、収蔵資料に関する閲覧、問合せ等、利用に関する業務

6 周知

館内及び資料館ホームページへの掲示